13　有害動植物の危険性の評価については、できる限り速やかに開始し、不当に遅延することなく終了させる。

14　衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Ｃの1(f)の規定に従い、輸出締約国から輸入される産品の手続に課されるいかなる手数料も、同種の国内原産の産品に課される手数料との関係において公平なものとし、また、役務の実際の費用よりも高額のものとすべきでない。

第六・八条　監査

1　両締約国は、この章の規定の効果的な実施において信頼を獲得し、及び維持するため、次の事項についての監査を実施するため相互に支援する。

(a)　輸出締約国の検査及び認証に関する制度の全部又は一部

(b)　輸出締約国の検査及び認証に関する制度に従って行われる管理の結果

2　両締約国は、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の関連する国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従って当該監査を実施する。

3　輸入締約国は、輸出締約国に対する情報の要請又は輸出締約国に対する監査のための訪問によって、監査を実施することができる。

4　監査のための訪問は、両締約国が事前に合意する条件の下で実施する。

5　輸入締約国は、輸出締約国に対し、監査の所見について書面により意見を述べる機会を提供する。輸入締約国は、結論に達し、当該結論についての行動をとる前に、当該意見を考慮する。輸入締約国は、不当に遅延することなく、輸出締約国に対し、自国の結論を記載した書面による報告書を提供する。

6　監査のための訪問の費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、輸入締約国が負担する。

第六・九条　施設又は設備を一覧表に掲載するための手続

1　輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国の輸入条件を遵守する施設及び設備の一覧表を作成し、常時最新のものとし、及び輸入締約国に送付することを確保する。

2　輸入締約国は、輸出締約国に対し、1に規定する一覧表を検討するために必要な情報を提供するよう要請することができる。輸入締約国は、一覧表の記載事項を確認するために追加の情報が必要となる場合を除くほか、一覧表に掲載された施設及び設備からの輸入を不当に遅延することなく許可するために必要な措置をとる。第六・十三条の規定の適用を妨げることなく、当該措置には、事前の検査を含まない。ただし、当該事前の検査が各締約国の法令により求められる場合又は両締約国が別段の合意をする場合は、この限りでない。

3　輸入締約国は、前条の規定に基づいて監査を実施することができる。

4　輸入締約国は、適当な場合には、1に規定する一覧表を公に入手可能なものとする。

5　一方の締約国は、この条の規定の範囲内において新たな法令を導入する意図を他方の締約国に通報し、及び他方の締約国がこれについて意見を提出することを認める。

第六・十条　地域的な状況に対応した調整

1　両締約国は、動物、動物性生産品及び動物性副産物に関し、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約及び水生動物衛生規約に定める区域及び区画の制度を認識する。

2　輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じて衛生上の輸入条件を定め、又は維持する場合には、輸入の許可又は維持の決定に向けた検討の基礎として、輸出締約国によって定められた区域又は区画を認める。

3　輸出締約国は、自国の2に規定する区域又は区画を特定し、並びに輸入締約国の要請があった場合には、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約若しくは水生動物衛生規約に基づき、又は輸出締約国の権限のある当局の経験を通じて得られた知識を基礎として両締約国が適当と認めるその他の方法によって、十分な説明及びそれを裏付ける資料を提供する。

4　各締約国は、2及び3に定める手続及び義務が不当に遅延することなく実施されることを確保する。

5　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、衛生植物検疫措置に関する専門委員会を通じ、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約及び同事務局が採択する勧告に基づいて、衛生の状態についての相互の承認を定め、及び維持するための方法に関する情報を交換する。

6　一方の締約国は、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約の対象とされていない病気について、2に規定する区域又は区画を定めることができ、及び両締約国間の貿易において当該区域又は区画を適用することを他方の締約国と合意することができる。

7　両締約国は、植物及び植物性生産品に関し、国際植物防疫条約に基づいて作成された植物検疫措置に関する国際的な基準に定める有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の低発生地域の制度を認識する。

8　輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じて植物検疫上の輸入条件を定め、又は維持する場合には、輸入の許可又は維持の決定に向けた検討の基礎として、輸出締約国によって定められた有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の低発生地域を認める。

9　輸出締約国は、自国の有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の無発生地域を特定する。輸出締約国は、輸入締約国の要請があった場合には、国際植物防疫条約に基づいて作成された関連する植物検疫措置に関する国際的な基準に基づき、又は輸出締約国の関連する植物検疫当局の経験を通じて得られた知識を基礎として両締約国が適当と認めるその他の方法によって、十分な説明及びそれを裏付ける資料を提供する。

10　7から9までの規定を実施するに当たり、技術的協議及び監査を実施することができる。技術的協議については、第六・十二条の規定に従って行う。監査については、有害動植物及び関係する品目の生物学を考慮しつつ、第六・八条の規定に従って実施する。

11　各締約国は、8から10までの規定に定める手続及び義務が不当に遅延することなく実施されることを確保する。

第六・十一条　透明性及び情報の交換

1　各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第七条並びに衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書B及び附属書Cの規定に従って、次のことを行う。

(a)　次の事項について、透明性を確保すること。

(i)　衛生植物検疫措置（輸入条件を含む。）

(ii)　管理、検査及び承認の手続（義務的な行政上の手順、予想される期限並びに輸入に関する申請の受理及び処理を担当する当局に関する完全な詳細を含む。）

(b)　各締約国の衛生植物検疫措置及びその適用についての相互理解を促進すること。

(c)　他方の締約国の妥当な要請に応じ、かつ、できる限り速やかに、自国の衛生植物検疫措置及びその適用に関する次の事項を含む情報を提供すること。

(i)　特定の産品の輸入に適用する輸入条件

(ii)　特定の産品の承認のための申請についての進捗状況

(iii)　他方の締約国の産品に対して実施する輸入検査の頻度

(iv)　両締約国間の貿易への悪影響を最小限にするため、両締約国間の貿易に影響を及ぼしており、又は影響を及ぼす可能性がある自国の衛生植物検疫措置を作成し、及び適用することに関連する事項（利用可能な新しい科学的証拠に関する進展を含む。）

2　衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく締約国の通報により1(a)及び(c)に規定する情報が利用可能なものとされた場合又は当該情報が当該締約国の公式で一般にアクセス可能な、かつ、無料のウェブサイトにおいて利用可能なものとされた場合には、当該情報は、提供されたものとみなす。